

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

リサイクル資源奨励金制度

資源対策課（環境センター内）

☎0587(36)0135

リサイクル資源を回収する各団体に、奨励金を交付しています。

①分別収集

ごみカレンダーに記載された、毎月行う収集です。

▼対象 行政区 ▼奨励金額

回収量1キログラムあたり5円 ▼団体の登録 不要

②集団回収（廃品回収）

子ども会や老人会など地域の団体で行うリサイクル資源の回収です。

▼対象 市民で組織する営利を目的としない団体 ▼回収対象品目

新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、牛乳パック、布類、ガラスびん類、アルミ缶、スチール缶など ▼奨励金額 回収量1キログラムあたり8円

▼団体の登録 奨励金の交付を受けるには、4月28日(金)までに登録が必要です。登録申請書と奨励金の振込口座が分かるもの（通帳の写しなど）

を持参の上、資源対策課、支所、市民センターへ（用紙は

申請先にあります。市のホームページからダウンロードもできます）

地球温暖化対策補助制度

環境保全課（環境センター内）

☎0587(36)3710

▼補助の内容 ①住宅用太陽

光発電システム②家庭用燃料電池システム③住宅用リチウムイオン蓄電システム④燃料電池自動車 ▼対象 ①②③自ら居住する市内の住宅にシステムを設置するか④市内在住の個人または中小企業などの事業者で、燃料電池自動車を新規購入したかた ▼補助金額 ①1キログラムにつき2万円（上限8万円）②③1基につき5万円④1台につき上限25万円 ※予算には限りがあります ▼申請時期 ①②③設置する前（建売住宅は引き渡し前であれば補助対象）④初年度登録日の翌日から2カ月以内



内 ▼申請先 環境保全課 ※詳しくは、問い合わせてください

合併処理浄化槽設置に補助金を交付

環境保全課（環境センター内）

☎0587(36)3710

▼対象 専用住宅に浄化槽を設置するかた ▼対象地区 市

合併処理浄化槽設置事業 補助限度額

| 区分 | 単独処理浄化槽または汲み取りから合併処理浄化槽へ転換 | 合併処理浄化槽の交換、家屋の新築・増改築などで建築確認を伴う合併処理浄化槽の設置 |
|--------------|----------------------------|--|
| 設置費 | | |
| 5人槽 | 332,000円 | 166,000円 |
| 6・7人槽 | 414,000円 | 207,000円 |
| 8～10人槽 | 548,000円 | 274,000円 |
| 撤去費（設置費に上乘せ） | 90,000円 | 45,000円 |

浄化槽は維持管理が必要

環境保全課（環境センター内）

☎0587(36)3710

浄化槽は、維持管理を行わないと機能が低下し、悪臭や水質汚濁の原因となります。浄化槽を使う全てののからは、維持管理として検査などを行わなければならないと法律で定められています。

▼浄化槽の維持管理内容

下表

浄化槽の維持管理 内容

| 内容 | 実施者 | 頻度 | 問合せ先 |
|-------------------------|------------------------|-------------------|---------------------------------|
| 【法定検査】正常に機能しているかを総合的に判断 | 県の指定した検査機関の検査員または指定採水員 | 1年に1回 | (一社)愛知県浄化槽協会法定検査部 ☎052(481)7160 |
| 【保守点検】装置などの稼働状況の点検など | 県の登録などを受けた保守点検業者 | 数カ月に1回（浄化槽により異なる） | 尾張県民事務所環境保全課 ☎052(961)7254 |
| 【清掃】浄化槽内の汚泥の引き抜きや槽内の洗浄 | 市の許可を受けた清掃業者 | 1年に1回以上 | 資源対策課（環境センター内）☎0587(36)0135 |